第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年二月における交付の特例）

第二条　地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の額のうち同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十六年二月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第七号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十九号）及び独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第五条の五の規定を実施するため、独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十八条第九号」を「第十八条第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　機構法第十八条第九号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

附則第二条の次に次の一条を加える。

（共通事項の経理）

第二条の二　機構は、機構法附則第五条の五の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

附　則

この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第一条の二の改正規定　平成二十六年四月一日

○国土交通省令第十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表特定試験事務を行う事務所の所在地の欄中「東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番十九号」及び「神奈川県横浜市中区海岸通一丁目三番地」を「神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年二月十七日から施行する。